

様式 5

三重県指令 四農 第4139号

三重県四日市市三滝台4丁目15番地の7

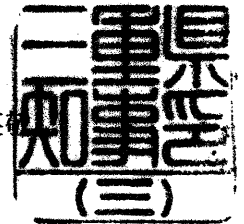
特定非営利活動法人 森林の風

会長 瀧口 邦夫 様

平成27年5月20日付けで申請のありました生態系維持回復事業の実施については、自然公園法第41条第3項の規定により認定します。

平成27年5月29日

三重県知事 鈴木 英樹



自然公園名	鈴鹿国定公園
生態系維持回復事業の名称	鈴鹿生態系維持回復事業
生態系維持回復事業を行う期間	平成27年5月31日～平成37年3月31日
生態系維持回復事業を行う区域	三重県菟野町大字菟野字田子ほか、字藤内及び御在所岳一の谷地内
生態系維持回復事業の内容の概要	1 生態系の状況の把握及び監視 2 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

- 1 知事が求める場合は、実施状況その他必要な事項に関し報告をすること。
- 2 申請書に記載した事項を変更しようとするときは、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出し、事前に知事の認定を受けること。

(不服申立てに関する教示)

この処分に対する不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して異議申立てすることができます。

(取消訴訟に関する教示)

1 この処分に対する取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三重県を被告（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分に対して取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 異議申立てをした場合には、上記にかかわらず次のようになります。

この処分に対する取消しの訴えは、異議申立てに対する判決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三重県を被告（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）として提起することができます。

ただし、この期間内であっても、異議申立てに対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分に対して取消しの訴えを提起することができなくなります。

四農 第4139号  
平成27年5月29日

三重県四日市市三滝台4丁目15番地の7  
特定非営利活動法人 森林の風 会長 瀧口邦夫 様

三重県四日市農林事務所長  
(公印省略)

自然公園法第41条第3項の規定による認定について（通知）

平成27年5月20日付けで申請のありました鈴鹿生態系維持回復事業の実施にかかるこのことについて、別添のとおり認定しますので指令書を交付します。

なお、事業等の実施にあたっては、下記の点にご留意ください。

記

- 1 地権者等の承諾及び他法令等による許認可等を要する場合には、それらの承諾及び許認可等を受けてから着手してください。
- 2 この行為により、第三者に損害を及ぼし又はそのおそれがある場合は、すべて認定を受けた者の責任において処置してください。
- 3 事業の実施状況について、年に1回以上、別紙の様式による実施状況報告書に天然色写真等を添えて、三重県四日市農林事務所に提出してください。
- 4 認定を受けた生態系維持回復事業を変更する場合は、別添様式3(様式4)にて変更申請(変更届出)が必要です。

事務担当 森林・林業室 林業振興課  
秦 広志  
電話(059)352-0655 / Fax(059)352-0765